居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成23年3月から同年12月まで家族の別離が生じたことを考慮して月額3万円が、同年3月から平成24年3月まで乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円が、平成23年3月から平成25年4月まで要介護5認定を受けていた親族を介護しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円又は月額2万円(恒常的な介護とまではいえない期間についてその事情を考慮した金額)が、それぞれ認められ、これらを合計した額が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5(以下、5名を併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料(増額分)
- (2)期間 平成23年3月~平成25年4月
- 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金132万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2)本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

令和5年4月17日

(仲介委員 勝部浜子)